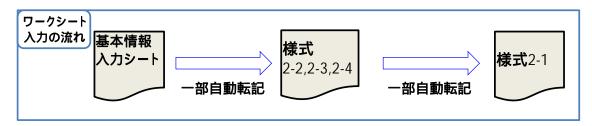
障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成にあたっての入力シート等の説明

令和4年度以降の処遇改善加算等に係る計画書の作成方法をご説明しています

ワークシート名 (左からの順)	枚数	ワークシートの 入力順番(推奨)	説明	提出の 要否
はじめに	1	-	・本様式の内容と使い方を説明しています。	不要
基本情報入力シート	1		・法人の基本的な情報を入力することで、様式2へ自動的に転記が行われるため、こちらから入力してください。 ・本シートは提出不要です。	不要
樣式2-1 計画書_総括 表	1		・計画の概要と要件に関する情報を入力します。 ・具体的には、申請者情報・賃金改善計画の概要・キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件の5つです。 ・最後に入力してください。	提出
樣式2-2 個表 処遇	1		・福祉・介護職員処遇改善加算について、事業所毎の情報を入力します。 ・事業所ごとに新規・継続の別、加算区分、対象期間等を入力します。 ・基本情報入力シートの次に入力して〈ださい。	提出
樣式2-3 個表 特定	1		・福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、事業所毎の情報を入力します。 ・事業所ごとに新規・継続の別、加算区分、対象期間、配置等要件、グループ別の職員の常勤換算人数等を入力します。 ・基本情報入力シートの次に入力して〈ださい。	提出
様式2-4 個表 ベース アップ等加算	1		・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、事業所毎の情報を入力します。 ・事業所毎に新規・継続の別、算定対象月、グループ別の賃金改善見込額、当該見 込額のうちベースアップ等による賃金改善の見込額等を入力します。 ・基本情報入力シートの次に入力してください。	提出



【留意事項】

- ・**原則、本様式を用いて**計画書を作成してください。
- ・根拠資料は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則提出不要です。
- ・複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要です。
- ・「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する(した)前年度」ではなく「(申請の)前年度」です。

【令和4年度からの主な変更点】

・ベースアップ等加算を創設し、当該加算による賃金改善の合計額の3分の2以上は、 基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを求めることとしました。

【用語の省略等】

福祉·介護職員処遇改善加算 処遇改善加算

福祉·介護職員等特定処遇改善加算 特定加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 ベースアップ等加算

福祉·介護職員処遇改善加算、福祉·介護職員等特定処遇改善加算、福祉·介護職員等ベースアップ等支援加算の総称 処遇改善加算等福祉·介護職員処遇改善加算において対象となる職員 福祉·介護職員

+8	ш	4
炡	щ	先

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ				
法人名				
	〒 -			
法人所在地				
フリガナ				
書類作成担当者				
連絡先	電話番号	FAX番号	E-mail	,

【本計画書で提出する加算】 加算名	をチェックすること。		
福祉·介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	福祉·介護職員等特定処遇 (特定加算)		
		以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、	
ベースアップ等加算の算定に必要なセル			

2 賃金改善計画について<共通>

(1)加算額を上回る賃金改善について

本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
(1)では下記の要件を確認しており、オレンジ色のセルが「、でない場合、加算の算定要件を満たしていない。 福祉・介護職員の処遇の場所が開発しまる資金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること 福祉・介護職員その他の職員の特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること 福祉・介護職員その他の職員のベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	
令和 年度の加算の見込額	Ī	円	(h)	円		円
賃金改善の見込額(-) (右側の額は加算見込額を上回ること)		円		円		円
)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1)	円	(2)	円	(3)	円
)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し 実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除 〈)[基準額1·基準額2·基準額3]	【基準額1】	円	[基準額2]	円	[基準額3]	円
(ア)前年度の賃金の総額	(4)	円	(5)	円	(6)	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7)	円	(8)	円	(9)	円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10)	円	(11)	円	(12)	円
(工)前年度のベースアップ等加算の総額 (福祉·介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額を含む)	(13)	円	(14)	円	(15)	円
(オ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の 独自の賃金改善額		円		円		円

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- (1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の福祉・介護職員(特定加算を併せて取得する場合は「経験・技能のある障害福祉人材(A)」及び「他の障害福祉人材(B)」)の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善臨時特例交付金及びベースアップ等
- 加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
 ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善臨時特例交 付金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- (3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及 び処遇改善臨時特例交付金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- (4)には、福祉·介護職員(特定加算を併せて取得する場合は「経験・技能のある障害福祉人材(A)」及び「他の障害福祉人材(B)」)のみの賃金の総 額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(福祉・介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が福祉・介護職員のみである場合、福祉・介護職員のみの賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同 一の数値を記載すること、また、ペースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(福祉・介護職員及び その他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)~(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

【加算の総額に係る記入上の注意】

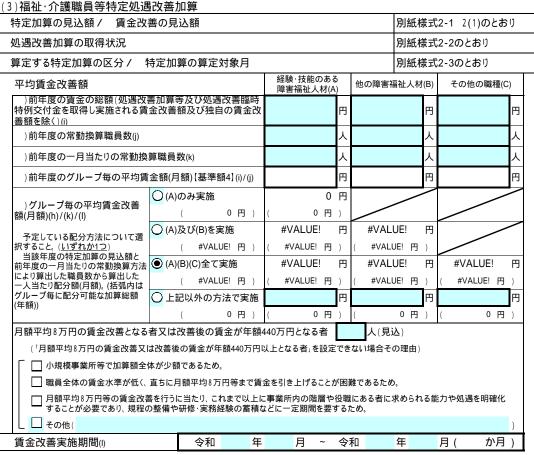
- (7)~(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「福祉・介護職員処遇改善臨時 特例交付金 支払額通知書」に基づき記載すること。
- (10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、その他の職種(C)に支払われた額を除いた加算額のみを記載し、 (11)(12)(14)(15)には事業所に従事するすべての職員(福祉・介護職員とその他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

)(才)の独自の賃金改善額とは、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)二 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く独自の賃金改善。欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉·介護職員処遇改善加算

処遇改善加算の見込額/ 賃金改善の	別紙様式	別紙様式2-1 2(1)のとおり						
算定する処遇改善加算の区分 / 処遇改善加算の算定対象月						別紙様式	式2-2のとおり)
賃金改善実施期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月(か月)	



【記入上の注意】

- (3))の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等及び処遇改善臨時特例交付金を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、 賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (3))の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4)福祉・介護職員等ペースアップ等支援加算

(4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジ色のセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

ベースアップ等加算の見込額 / 賃金改善の見込額 別紙様式2-1 2(1)のとおり												
処遇改善加算の	D取得状況									別	J紙様式2-4	のとおり
ベースアップ等	加算の算定対象月									別	J紙様式2-4	のとおり
ベースアップ等	による賃金改善の見	込額										
)福祉·介護 _			0		円							
職員の賃金改	(うち、ベースアップ等によ 賃金改善の見込額)	3	0		円	(0.00	%	<-			
善見込額(o - 1)	(o - 2)	(一月あ	たり #'	/ALUE!	円)					要件	5	
)その他の職」			0		円					7"		
員の賃金改善	(うち、ベースアップ等によ 賃金改善の見込額)	3	0		円	(0.00) %		%	<-			
見込額(p - 1)	貝並以告の兄匹領) (p - 2)	(一月あ	たり #'	/ALUE!	円)							
賃金改善実施	期間	令和	1	Ŧ	月	~	令和		í	Ŧ	月(か月)

【記入上の注意】

(o-1)と (p-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」(2(1) の最右欄)と一致すること。

(5)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善加算

賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (
	(賃金改善に関する規定内容) 上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。
具体的な取組 内容	
NA	
	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 年 月 (□実施済 □予定)
上記に加え	て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(🗸) すること。 🔲 変更なし
_ 44-4-1-24	
口特定加算	
4 7 FA ++ 4k. ↑	
経験·技能の ある障害福祉	
人材の考え方	
賃金改善を行	□ (A)経験・技能のある障害福祉人材 □ (B)他の障害福祉人材 □ (C)その他の職種
う職員の範囲 賃金改善を行	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)
う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他(
	(賃金改善に関する規定内容) 上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載、資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載。
日体的大职妇	
具体的な取組 内容	
	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
1 +71	(上記取組の開始時期) □ 令和 年 月 (□ 実施済 □ 予定)
上記に加え	て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(🗸)すること。 🔼 変更なし
ハ ペースア	ップ等加算
	ベースアップ等 基本給 決まって毎月支払われる 決まって毎月支払われる ボル(がない)
賃金改善を行 う給与の種類	手当(新設) 手当(既存の増額)
	その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (
	(賃金改善に関する規定内容) 上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。
日体的か取织	
具体的な取組 内容	
	前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
1 +7:	(上記取組の開始時期) ◆ 令和 年 月 (□ 実施済 □ 予定)
上記に加え	.て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(・)すること。 <u>」 変更なし</u>

	(1))(オ)の「前年度の各障害福祉サー	ビス事業者等の独自の賃金	改善額」に計上する	場合は記載	覚すること。		
独国	負の	賃金改						
善(体的な						
-1/1/1								
Хф	5	任今山						
善額		算定根						
拠								
3	+	ャリアパス要件について	<伽遇改差加管>					
	-	要件について該当するものに			的に記載	載すること。		
+1	7 IJ Ͻ	アパス要件 次のイから八ま	でのすべての基準を済	黄たす。	加算·	の場合は必ず「該当」	該当	□ 非該当
	1	福祉・介護職員の任用におけ	る職位、職責又は職務	内容等の要件	を定めて	いる。		
	П	イに掲げる職位、職責又は職	務内容等に応じた賃金	体系を定めてに	1る。			
		イ、口について、就業規則等の						
	上記	記に加えて、前年度に提出した	計画書の記載内容から	5変更がない場合	台は'変!	更なし」にもチェック(•	ノ) すること。	██ 変更なし
+1	7 1) 7	アパス要件 次のイと口両方	の基準を満たす。		加算 ·	の場合は必ず「該当」	該当	□ 非該当
	1	福祉·介護職員の職務内容等 計画を策定し、研修の実施又			しながら	、資質向上の目標及で	び 、 に関	する具体的な
				めの計画に沿っ		を機会の提供又は技術 当該取組の内容についる		
			IC. THILL 71 B	2440 SE 02 HE73 RT	IM C 1 1 7	当成状態の内部について	C LUDICUDATA & C	
		イの実現のための具体的な						
		取組内容 (該当する項目にチェック						
		(✔) した上で、具体的な内容 を記載)	資格取得のた	めの支援の実施	施	当該取組の内	容について下	記に記載すること
		ノについて、全ての行列。会議						
-		イについて、全ての福祉·介護 記に加えて、前年度に提出した		5変更がない場	合は「変	更なし」にもチェック(•	/) すること。	■変更なし
_				1				
+	マリ	アパス要件 次のイとロ両 福祉・介護職員について、 経駒	方の基準を満たす。 食若しくは資格等に応し			場合は必ず「該当」 して 一定の基準に基づき	_」該当 定期に昇給な	<u>↓</u> 非該当 を判定する仕組
	1	みを設けている。						
			経験に応じて昇 動続年数 1		に応じて	昇給する仕組みを指す。		
		 具体的な仕組みの内容(該当		昇給する仕組み	似フ 耂 +	よどの取得に応じて昇給	オス什织ユ东	性才 ただし 介
		するもの全てにチェック(ノ) すること。)				ても昇給が図られる仕組		
		, , , ,		まづき定期に昇給		る仕組み :基づき昇給する仕組み	たおす ただ!	変細的が証価
				*が明文化されて			で担り、ただし	八合戦のリル計画
		イについて、全ての福祉・介護						
	上記	記に加えて、前年度に提出した	計画書の記載内容から					□ 変更なし

二 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く独自の賃金改善

要件 を満たす(加算 を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について < 処遇改善加算・特定加算 >

【**処遇改善加算】** 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。 ただし、記載するに当たっては、選択したキャリア パスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

| 【特定加算 | 日本の場合に表します。 | 日本の表します。 | 日本の表しまする。 | 日本の表します。 | 日本のまします。 | 日本のまします。 | 日本のまり。 | 日本のまり。

9 0,									
分類	内容								
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築								
けた取組	──他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築								
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施								
資質の向上や	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の 受講支援等								
キャリアアップ	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動								
に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入								
	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備								
両立支援·多 様な働き方の	□ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備								
推進	一 有給休暇が取得しやすい環境の整備								
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実								
	□ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□ 福祉·介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施								
腰痛を含む心 身の健康管理	── 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施								
为 0 陡冰 日 2	■ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施								
	■事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備								
	□ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減								
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化								
善の取組	□ 5 S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備								
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減								
15 10 100 1 151 2	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉·介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内 容の改善								
やりがい・働き がいの構成	□ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施								
75 0 105 115/32	□ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供								
	□ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供								
上記に加え	て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(🗸) すること。 🔲 変更なし								
	より期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック(V)すること。								
	要件についてく特定加算 > 便件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。								

実施している<u>周知方法について、チェック(**✔**)すること。</u>

ホームページ		「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/		掲載予定					
への掲載		自社のホームページに掲載	/		掲載予定					
その他の方法		事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/		掲載予定					
による掲示等		その他()	/	予定			
上記に加え	ζ,	前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない	場合	ָל וּ	変更なし」に	もチ:	∟ ック(✔)	すること。	変更なし	

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

W. L. S.W. CHERROY T. CONTROL TO NO. O. L. CO.	
確認項目	証明する資料の例
□ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
□ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
□ キャリアパス要件 の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
□ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法そ の他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
□ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や 事業所の指定取消となる場合がある。

計画書のことを誓念		に虚偽が	ないこと	を証明する	らとともに	、記載内容を証明する資料を適切に保管している
令和	年	月	日	法人名 代表者	職名	氏名

処遇改善計画書(処遇改善計画書、特定処遇改善計画書、ベースアップ等支援計画書)作成用 基本情報入力シート

[注意]本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。

・提出先に関する情報

·基本情報

・加算対象事業所に関する情報

[凡例](本シート及び各様式)	5+) +- /+°+)
以下の分類に従い、色付きセルに必要事項	を入力してください。
各加算の算定に共通して必要な情報	入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算の届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。 加算提出先

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

法人名	フリガナ	
	名称	_
法人住所	₹	
	住所1(番地・住居番号まで)	
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	
	氏名	
書類作成	フリガナ	
担当者	氏名	
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	e-mail	

3 加算対象事業所に関する情報

- ・ 下表に必要事項を入力して(ださい。記入内容が別紙様式2-2、2-3、2-4に反映されます。

 1 「一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額[円]」には、「障害福祉サービス費等支払決定額内訳書」に基づき、前年1月から12月までの1年間のサービス別の報酬総額(処遇改善加算等を含む、各種加算減算を含む。)を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な額として見込まれるもの)を記載すること。

 2 「一月当たりの処遇改善加算等の総額[円]」には、前年1月から12月までの1年間の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき、サービス別の処遇改善加算等の総額を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な額として見込まれるもの)を記載すること。

	障害福祉サービス等 事業所番号								事業所の		での手入りること。		一月当たりの障害福	一月当たりの 処遇改善加算等	一月当たり(処遇改善
通し番号							〈等	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(1)[円](a)	処遇改善加算等 の総額(2) [円](b)	一月当たり(<mark>処遇改善加算等を除いた</mark>)障害 福祉サービス等報酬 総額[円](c)
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

別紙様式2-2 福祉·介護職員処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名	

福祉·介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-12(1)に転記)

							± **.	r a rr tul				(1)福祉·介護	職員処遇改	火善加 第	單						
	ı	障害	福祉 事業所	ナービ 番号	[*] ス等 ·	指定権者名		市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等を 除いた)障害福 祉サービス等報 酬総額[円](c)	新規・継続の	算定する 福祉·介 護職改善 勇の区分	加算率(d)			算定対	象月(e)		福祉・介護職 員処遇改護加 算の見込額 (c×d×e) [円]
1															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
2															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
3															令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
4															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
5															令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
6															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
7															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
8															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
9															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
10															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
11															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
12															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
13															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
14															令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
15															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
16															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
17															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
18			\perp												令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
19		\parallel													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
20															令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	

別紙様式2-3 福祉·介護職員等特定処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名		

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	
(別紙様式2-1 2 (1) に転記)	
•	

								<u> </u>		1	(2)福祉·介訂	護職員等特定処	遇改善	加質							
						事業戶	所の所在地				(-) іміш Уі ії	E-I-WSE (3 15 ALIAL		DH-FT							
	障	事	祉サー 業所番	ビス等 号	指定権者	名都道府県	! 市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等を 除いた)障害福 祉サービス等報 酬総額[円](c)	新規・ 継続 の別	算定する福祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加算率(f)	配置等要件			算定效	才象月(g)			福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 (c×f×g) [円]
1														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
2														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
3														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
4														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
5														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
6														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
7														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
8														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
9														-	令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)	
10														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
11														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
12														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
13														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
14														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
15														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
16														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
17														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
18														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
19														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	
20														-	令和	年	月~令和	年	月 (ヶ月)	

叫纸样式? _ /	クロクル・介護職員至べ =	- スアップ等支援計画書	(旃松, 重举品则假某

法人名	4	

[記入上の注意]. (0-1)及び(p-1)には、福祉・介護職員とその他の職種の賃金改善額について、事業所ごとに「ベースアップ等加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)。 (別紙様式2-1の2(1)の 参照)と、「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を終く)。(別紙様式2-1の2(1)の[基準額3]参照)とを比較し、その差額を事業所ごとに記入すること。 (0-2)及び(p-2)には、別紙様式2-1(5)八に記載した具体的な取組に基づき、ベースアップ等による賃金改善の見込額を記載すること。

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算額(見込額)の合計[円]	
(別紙様式2-1 2 (1) に転記)	

				1				1			(3)ベースア	フップ等	支援加	算									
	障害福祉サービス等 事業所番号			事業所の所在地							77.32								列ごとの合計を「2賃金改善計画について」(4)に転記				
			指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	算定する福祉·介護職員処遇改労加算の区分	一月あたり (処遇改善 加算等を除 いた)第一 福祉ササ 福祉・ 額[円](c)	新規・継続 の別	加算率(m)			算定対象月(n)				福祉・介護 職員等ベース アップ等支援 加算の見込額 (c×m×n) [円]	(o-1)) 福祉·介護 職員の賃 金改額[円]	(o-2) 左記のう ち、ベース アップ等に よる賃金 改善の見 込額[円]	改善見込	(p-2) 左記のう ち、マラ アッる書の 込額 [円]	
1													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
2													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
3													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
4													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
5													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
6													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
7													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
8													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
9													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
10													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
11													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
12													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
13													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
14													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
15													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
16													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
17													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
18													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					
19													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)				_	
20													令和	年	月~令和	年	月(ヶ月)					

表1 加算算定対象サービス

☆ 川昇昇に対象り「ころ	福祉·介	護職員処遇改善	善 加算		福祉·介護聯	哉員等特定処遇	改善加算				
サービス区分	キャリアパス要作	牛等の適合状況 率	に応じた加算	配置等要件に応じた加算率			配置等要件	サービス区分	冨祉·介護職員等ベースアップ等支援加算		
	加算	加算	加算	特定加算	特定加算	区分なし	特定加算				
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算	居宅介護	4.5%		
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算	重度訪問介護	4.5%		
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算	同行援護	4.5%		
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算	行動援護	4.5%		
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%	エラー	エラー	6.1%	j -	重度障害者等包括支援	4.5%		
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%	1.4%	1.3%	エラー	福祉専門職員配置等加算	生活介護	1.1%		
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%	エラー	エラー	2.1%	j -	施設入所支援	2.8%		
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%	エラー	エラー	2.1%	j =	短期入所	2.8%		
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%	2.1%	1.9%	エラー	福祉専門職員配置等加算	療養介護	2.8%		
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算	自立訓練(機能訓練)	1.8%		
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算	自立訓練(生活訓練)	1.8%		
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算	就労移行支援	1.3%		
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	1.7%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算	就労継続支援A型	1.3%		
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%	1.7%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算	就労継続支援B型	1.3%		
共同生活援助(介護サービス包括型)	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算	共同生活援助(介護サービス包括型)	2.6%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算	共同生活援助(日中サービス支援型)	2.6%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%	1.9%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算	共同生活援助(外部サービス利用型)	2.6%		
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.3%	1.0%	エラー	福祉専門職員配置等加算	児童発達支援	2.0%		
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%	1.3%	1.0%	エラー	福祉専門職員配置等加算	医療型児童発達支援	2.0%		
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%	1.3%	1.0%	エラー	福祉専門職員配置等加算	放課後等デイサービス	2.0%		
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	エラー	エラー	1.1%	-	居宅訪問型児童発達支援	2.0%		
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%	エラー	エラー	1.1%	-	保育所等訪問支援	2.0%		
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%	4.3%	3.9%	エラー	福祉専門職員配置等加算	福祉型障害児入所施設	3.8%		
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%	4.3%	3.9%	エラー	福祉専門職員配置等加算	医療型障害児入所施設	3.8%		
障害者支援施設:生活介護	6.1%	4.4%	2.5%	ĬĴ	エラー	1.7%	-	障害者支援施設∶生活介護	1.1%		
障害者支援施設:自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%	エラー	エラー	2.6%	-	障害者支援施設:自立訓練(機能訓練)	1.8%		
障害者支援施設:自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%	エラー	エラー	2.6%	-	障害者支援施設:自立訓練(生活訓練	1.8%		
障害者支援施設:就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	エラー	エラー	1.8%	-	障害者支援施設:就労移行支援	1.3%		
障害者支援施設:就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	エラー	エラー	1.8%	-	障害者支援施設:就労継続支援A型	1.3%		
障害者支援施設:就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	I)=	エラー	1.8%	-	障害者支援施設:就労継続支援B型	1.3%		